

経済体制改革下の中国農村

——山東省農村調査——(3)

座 間 紘 一

〈目次〉

- 一. 「聯産承包制」下での家庭経営
- 二. 村レベルの経済構造
- 三. 郷（鎮）レベルの経済構造（本号）
- 四. 家—村—郷（鎮）の結合構造（以下次号）
- 五. 農村の権力，社会関係

三. 郷（鎮）レベルの経済構造

郷（鎮）レベルは多くは旧の人民公社レベルと重なり，政治組織と経済組織は政権の末端組織である郷（鎮）人民政府と郷（鎮）農工商連合公司に分離されている。農村住民は1ないし数自然村からなる村を単位としてまとまった集団をなし，基本的な生産と生活は村単位で行われるとあってよいが，生産と生活はそこで完結しているわけではない。人民公社あるいはその後の郷鎮レベルの政治経済組織は上からの組織とあってよいが，それは農村住民の生産と生活とどの様に関係しているのか。人民公社解体以後の組織的，実体的変化はどのようであるか。こうした点から郷（鎮）レベルの検討を行う。ここでとりあげる調査村は以下のとおりである。

- ①陵県張習橋郷
- ②陵県辺臨鎮
- ③安丘県凌河鎮
- ④昌邑県柳疇鎮
- ⑤昌邑県青郷郷
- ⑥龍口市下丁家郷

ここで○内の数字は農村番号として利用した。

郷（鎮）級は行政単位としては農村の末端機構であるが、その下に行政村があり、自治組織としての村民委員会がおかれ、郷（鎮）はいくつかの村の集合である。行政村は1ないし数自然村からなり、訪問した村々はみな集居式の集落としてまとまっていた。郷（鎮）政府所在地は構成する村々の中では中心的位置を占める村や集鎮である。そこにはたいてい地域の工商業が集中し、決められた日には集市が立つ。行政単位としての郷（鎮）は直接村民を掌握するのではなく、村民委員会を介して村民に関係する。経済的には郷（鎮）所在地には郷（鎮）営企業や工商業、サービスが集中し、農業機械站、農業技術站、獸医站、種子站、供銷合作社、信用社などの県級機構の末端派出機関が設置されている。村民は日常的には自己の農業生産、自営あるいは請負非農業部門、村営企業への就業などは村内で行うが、郷（鎮）営企業への就業、流通（資材・原材料購入、製品販売、サービス、飲食等）、技術・経営指導およびその他の消費、生活面で郷（鎮）レベルと直接関係を持つ。

1, 工副業の發展状況

郷（鎮）レベルの工商業、サービス業などの存在状況を見よう。

①陵県張習橋郷

業種としては被服、商業、食品が多く、全体として労働集約的である。農業機械、食品、煉瓦、木工、農副産物加工、商業、飲食などは比較的狭い地域市場目当ての業種である。経営形態別では、共同も含めた個人経営が圧倒

第1表 工商業経営体数

| | 合計 | 郷 営 | 村 営 | 個人営(連合) |
|--------|----|-----|-----|---------|
| 農業機械組 | 5 | 1 | | 4 |
| 服装加工場 | 30 | | | 30 |
| 食品加工 | 12 | | | 12 |
| レンガ工場 | 1 | 1 | | |
| 綿花加工場 | 1 | | | |
| 製靴工場 | 1 | | | |
| 製紙工場 | 1 | | | |
| 木工場 | 1 | | | |
| 農副産物加工 | 5 | 1 | 4 | |
| 飲 食 業 | 7 | 1 | | 6 |
| 商 業 ※ | 32 | 1 | | 30 |

※ 1 は供銷合作社，1987年11月調査時。
出所) ヒアリング調査より。以下同様。

的に多いが、ついで郷営企業が多く、村営企業は少ない。張習橋郷は棉作地域で、棉花栽培に特化し、かつ、従来貧困地域であった事によって、工商業の発展は弱く、70年代末よりようやく、工商業の発展が促されたことを反映している。

以上のうち生産企業の生産総額は郷営が1,200万元、個人営+集団営が200万元で、計1,400万元である。郷営企業の固定資産額は299万元である。この郷に存在する企業の中で郷営企業の生産額は85.7%と圧倒的割合を占める。

設立年次では、農業機械所修理部門が1968年に設置されているのを除くと、他は77年以後で、2企業が70年代、4企業が80年代に設立されている。即ち、郷営企業は基本的には中共第11期3中全会以後に設立されている。部門はいずれも労働集約的である。従業員数は100人以上が4企業で、規模は比較的大きい。1986年の利潤は50万元（従業員1人当たり平均600元弱、従って収益性は低い）であり、その分配内訳は国家への納税14~16万元、郷への管理費10万元、工場の手もとに残る利潤25万元であった。

管理形態は請負責任制であり、管理人員の任期は1年で、工場長+副工場

第2表 主要な郷営企業の概況

| | | 人 員 | 内管理人員 | 設立年次 |
|------------|---|-----|-------|------|
| 農業機械站修理部門 | 1 | 10 | | 1968 |
| レンガ工場 | 1 | 106 | 9 | 1977 |
| 綿花加工場 | 1 | 350 | 7 | 1982 |
| 製靴工場 | 1 | 200 | 5 | 1980 |
| 製紙工場 | 1 | 120 | 5 | 1978 |
| 集団商店(請負) | 1 | | | |
| 木 工 場 | 1 | 30 | 3 | 1984 |
| 食堂(供銷社と国営) | 2 | | | |
| タール防水紙工場 | 1 | 20 | 2 | 1983 |
| 計 | | 836 | | |

空欄は不明，1987年11月調査時。

長+会計が郷と契約を結ぶ。その内容は生産額，利潤，税金，固定資産である。従って，管理人員に請け負わされるのは投資を考慮しない経常的運営である。管理人員は脱産ではなく，工場長，副工場長，会計の賃金は全郷同額で，工場長=80元，副工場長，会計=70余元である。超過達成の場合のボーナスは工場によって差があり，1人100~200元である。未達成の場合にはかれらは罰金を科せられ，2年続いて未達成の場合は辞めさせられる。これらの条件決定では郷民の他産業従事者とのバランスが図られている。工場内では工場長が，車間，労働者に対して指標を下ろす。ここでも請負制がとられている。この規定は85年から始められた。

いくつかの代表的工場の概況を見ると，棉花加工場の場合，82年に操業を開始し，当初の投資は110万元で，現在の固定資産171万に増加している。その経営の変化は第3表のとおりである。

ここで，拡大再生産+郷への上納金+ボーナス+納税は当年の利潤を上回っている。従って，拡大再生産費は当年に投下されたもので，財源は前年までの蓄積か，外からの移転である。特徴的なことは，利潤/生産額が低いこと，拡大再生産/利潤が大きいこと，ボーナス/利潤が低いことである。更に従業員1人当りで見ると，核大再生産費，郷への上納の伸びが，利潤や

第3表 綿花加工場の経営変化

| 年 次 | 8 2 | 8 4 | 8 5 | 8 6 |
|-------------|-----|--------|--------|--------|
| 従 業 員 (人) | 200 | 350 | 350 | 350 |
| 常 年 工 (人) | 70 | 100 | 100 | 120 |
| 管理人員 (人) | 5 | 7 | 7 | 7 |
| 生 産 額 (万元) | | 906.3 | 695 | 908 |
| 同従業員1人当り(元) | | 25,894 | 19,857 | 25,943 |
| 利 潤 (万元) | | 10.9 | 13.2 | 15.5 |
| 利潤/従業員(元) | | 311 | 377 | 443 |
| 拡大再生産(万元) | | 3.9 | 6.2 | 8.5 |
| 同従業員1人当り(元) | | 111 | 177 | 243 |
| 郷への上納金(万元) | | 4 | 5 | 6 |
| 同従業員1人当り(元) | | 114 | 143 | 171 |
| ボーナス(万元) | | 2.4 | 3 | 3 |
| 同従業員1人当り(元) | | 69 | 86 | 86 |
| 納 税 (万元) | | 1.4 | 3 | 3.5 |
| 同従業員1人当り(元) | | 40 | 86 | 86 |

ボーナスの伸びを上まわり、蓄積率の増加がめだつ。

従業員はすべて農業人口で、土地が分配されている。82年には郷が1人の脱産幹部を派遣した。従業員は300人が本郷の人で、50人が外郷の人である。ここでは不足労働力を周辺の郷から雇用している。彼らの待遇は同じである。自分の家から通うものもいれば宿舍生活をするものもいる。管理人員は工場長、副工場長2、会計、会計係長、出納、行政幹部の7人で、彼らの文化水準は、小学卒1、初級中学卒2、高級中学卒4であり、他方一般労働者の文化水準は小学校卒53、初級中学卒97、高級中学卒200である。管理人員、一般従業員とも日本でいえば、高校卒に当たる高級中学卒の割合が最も高い。教育水準からすれば郷内の高学歴を集めているといえる。従業員の平均年齢は30才前後で、一般に20~40才である。男女比率では女工が30—40%を占める。年間60日休みで、賃金は最高100余元、最少50元である。初めの労働者募集の時は各村に平均するように注意したが、後に次第に技術を重視し、工

場自身が試験採用をするようになった。青年は工場で働きたがっている。ここには平均分配から能力主義的採用への変化がみられる。

経営方式は請負で、工場長は財務管理、生産に責任を負う。工場長は生産額、利潤、固定資産、上納税が固定指標で、請け負った指標に基づき、工場長が各車間にブレイクダウンし、請けおわせ、車間が労働者に同様に請けおわせる。工場長が企業の管理、労働者の管理、生産に責任を持ち、また労働者の採用、退職にも責任を持つ。

レンガ工場の場合は次のようである。

80年に操業開始し、投資額は80年8.7万元、82年11万、84年11.2万、85年11万、86年11.6万で、現在の固定資産は60万元である。

概況は次表のとおりである。

第4表 レンガ工場の経営変化

| 年 次 | 8 0 | 8 2 | 8 4 | 8 5 | 8 6 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 労働者数 (人) | 99 | 101 | 116 | 111 | 106 |
| 管理人員 (人) | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 生産額 (万元) | 22 | 37 | 52.4 | 48.3 | 51 |
| 同労働者1人当り | 2,222 | 3,663 | 4,517 | 4,351 | 4,811 |
| 利 潤 (万元) | 1.5 | 4.8 | 8 | 6 | 6.5 |
| 同労働者1人当り | 152 | 475 | 690 | 541 | 613 |
| 所 得 税 (万元) | 0.3 | 0.96 | 1.6 | 1.2 | 1.3 |
| 同労働者1人当り | 30 | 95 | 13.8 | 11 | 12 |
| 郷の収入 (万元) | 0.3 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 同労働者1人当り | 30 | 198 | 172 | 180 | 189 |

この表には利潤の工場内留保、従業員へのボーナスの項がないが、利潤から税と郷への納入を差し引いたものがそれに該当する。この2項目は利潤の半分前後を占める。年々利潤額を上回る投資がなされており、従業員の取り分を圧縮した拡大がなされている。

管理人員の文化水準は、初級中学卒2、高級中学卒3で、一般職工のそれは小学校卒16、初級中学卒70、高級中学卒20である。

経営形式は大包干で、車間は2あり、整型、釜焼きである。

③安丘県凌河鎮

鎮営企業の概況は次のとおりである。即ち、固定資産61万元、企業蓄積84万元、内貸付55万元、鎮への上納14万元（鎮営企業は集団請負）であり、職工は鎮の範囲から雇い、賃金平均80元である。製品販売、原材料購入は市場を通じる。

鎮営企業は①装飾用布工場1、②衣料品工場1、③溶接棒工場1、④熱処理材料工場1、⑤マッチ工場1、⑥刺繍工場1、⑦ゴムテープ工場1、⑧製紙工場1、⑨印刷工場1、⑩線路器具工場1、⑪花火工場1、⑫建築隊1、⑬羊毛工場1、⑭家具工場1の計14工場である。職員労働者は1,257人、生産額は1,500万元である。業種は部品生産が、①、②、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿、その他、繊維が①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿、その他の軽工業が⑥、⑬、⑭、⑮などである。職員労働者1人当り生産額は1万元を超え、比較的大規模である。

④昌邑県柳疃鎮

経済組織としては経済委員会が設置されており、ここは主として郷営企業を管理する職責を持ち、鎮全体の経済工作全般は鎮政府の職責になっている。経済委員会には鎮が派遣する脱産幹部は2人おり、そのほかに工作人員は6人がいる。

工副業は盛んで、紡織、農機具修理、建築、建材、服装、商業、飲食業、サービス、運輸などの部門があり、就業人口は8,900人で総労働力の73%を占めている。その中心は紡織業であり、三中全会以後柳疃鎮は濰坊市の小型の紡織基地になった。

濰坊市には、42行政村中全村に紡織工場があり、紡織工場は全部で48、紡織機械は1,500台、就業人員は5,900人おり、労働力総数の48.7%である。住民の年収入は86年は2,330万元で、工農業総収入の63%であった。絹織物の製品の品種は多く、製品供給は充実し、伝統的絹製品、化繊、綿織物、ビニールなど種類が多く、柄も多い。製品は北方の各都市と少数民族地区に販売し、年生産量3,000万mである。

鎮営企業の管理形態は、利潤請負、集団の統一経営、個人経営、個人間の連合経営等があるが、利潤請負が主である。職工の賃金は年1,000元前後である。

⑤昌邑県青郷郷

郷営企業の概況は次のとおりである。

第5表 郷営企業の概況

| | 企業数 | 従業員数 |
|----------|-----|------|
| 紡織業 | 5 | 266 |
| 製塩業 | 1 | 81 |
| 農機具修理製造業 | 1 | 45 |
| 服装 | 1 | 60 |
| 冷蔵庫 | 1 | 28 |
| 建築隊 | 1 | 40 |
| 計 | | 530* |

※この人数は変動する。 1987年11月調査時。

経営管理方式では、まず企業の管理人員が郷の経済管理委員会と請負契約を結ぶ。工場側は工場長、書記、管理人員が管理人員を構成する。彼らは取り交わした生産指標に基づいて、自分で生産を按配する。契約内容は生産額、生産量、収入、利潤で、利潤指標が主である。利潤のうち、55%は税として上納する。税引き利潤中、20~30%は経済委員会に納め、70~80%は拡大再生産と職員労働者のボーナスに当てる。ここの特徴は利潤に占める税、税引き利潤に占める拡大再生産とボーナス（内訳は不明）の割合が高いことである。経済委員会は従来は工業交通事務室と多角経営事務室であったが、今年（1987年）から経済委員会に代えた。

経済委員会の構成は、主任1、生産助理1は脱産幹部であり、以上2人は県から派遣されたもので、県財政部が賃金を出す国家幹部である。外に会計1、統計2、保管員1、経営副主任1がおり、彼らも脱産だが、賃金は経済委員会の留保金から出す。経済委員会は郷政府直属の下属機関であり、そのもとに10の企業がある。

第6表 郷営企業の経営概況

| | 固定資産額 (万元) | 総生産額 (万元) | 総利潤 (万元) | 賃金 (万元) | 企業単位 |
|----------------|---------------|--------------|-------------|------------|------|
| 1984 | 159.7 | 443.7 | 203.8 | 40.9 | 7 |
| 1985 | 234.3 | 510.8 | 411.2 | 55.5 | 7 |
| 1986 | 384.5 | 824.3 | 491.1 | 73.67 | 10 |
| 従業員1人 当り(元) | 7,255 | 15,553 | 9,266 | 1,390 | |

第7表 各種郷村企業数と規模

| | 郷営 | 村営 | 連営 | 個人 | 合計 |
|---------------|-----|-------|-----|-----|-------|
| 企業数 | 10 | 40 | 15 | 90 | 155 |
| 従業員数 | 530 | 2,600 | 180 | 590 | 3,900 |
| 1企業当り 従業員数 | 53 | 65 | 12 | 6.5 | 12.3 |

1987年調査時。

郷(鎮)営企業の利潤の内、全体としては拡大再生産に多く向けられ、国家への納税は設立年次、利潤総額により異なるが、比較的大きい。郷(鎮)の財政への繰入れは以上の地区ではそれほど大きくはない。郷鎮企業の収益の農村発展への利用が強調されているが、実際には自己の拡大再生産に多く再投資されている。賃金、ボーナスは低く、蓄積部分が大い。

2、生産的共同事業

個々では郷(鎮)レベルの水利、農業機械、種子などの面での生産的共同事業がどの様に運営されているかを検討する。

①陵県張習橋郷

水利灌溉状況は河流の長さ10km、土地総面積29,700ムー、耕地面積28,000ムー(総面積の94%)、河川面積1,200ムーで、総面積の4%、水面面積500ムーで、同じく1%である。耕地面積中有効灌溉面積は28,000ムーで、水利工程の配備状況は揚水所1、幹線水路3で、幹線は主として引水の大型

水路である。支流はネットワークになっている。1971年から徐々に農地の水利化を実現し、現在では水利設備は全部整っている。

経常的な管理運営には水利隊が組織され、水利隊には専門の職員が3人いるが、彼らは脱産であり、専門的に管理し、請負で計算する。灌漑費用は受益者が支払う。1ムーあたり1年で1,5元である。それは主として揚水所の電気代である。

農業技術所は専門家が3人で、1人は科学協会主任が兼任している。任務は優良品種、科学技術、農薬の普及、科学技術人員の組織、管理である。その下に計45人の技術人員がいる。郷全体に科学技術のネットワークがあり、3級になっている。即ち、郷レベル＝科学技術所——管理区＝数ヶ村（4から8ヶ村）＝網長——村＝技術人員で、管理区には網長がおり、各村には1～2人の技術人員がいる。技術人員の給料は一部は村が負担し、一部は手数料から負担する。農業技術所のサービスは手数料をとる。

農業機械管理所には1人の上級から派遣された人員がおり、トラクターの毎年の検査、証明書の発行、トラクター員の免許試験だけを行う。修理部が3ヶ所あり、2つは集団、1つは個人経営である。集団経営は独立採算で、人員は10人前後であり、彼らは専門的に修理、管理を行う。郷のトラクターはすべて彼らが管理する。管理所はただ年一度の定期管理だけし、その他の行政管理は各村が行う。トラクターは集団所有が94台、個人所有が54台である。

经济管理組織としては工業交通事務室、多角経営事務室がある。工業交通事務室には主任1、副主任1（以上は脱産）、会計、統計（以上は農業人口）の4人がおり、多角経営事務室には主任（副郷長が兼任）、農業技術員、事務員の各1がいる。彼らはいずれも脱産である。

④昌邑県柳疃鎮

水利建設では1966年より灌漑水路網の整備が計られ始めた。現在幹線1、全長11,300m、支線48、全長28,450m、取水堰1、堰堤3、橋梁45、揚水所45、機械井戸280、有効灌漑面積36,800ムー（全耕地の96.8%）、内井戸水灌

溉12,000ムーである。

これらの水利建設実行体制については、先ず全体計画は県が立て、鎮の部分は鎮が立て、各村が方針を実行する。設備の所有権では、幹線とそれに付属する施設は県、支線とそれに付属する建築物は鎮、斗渠、毛渠、機械井戸は村の所有とする。水利設備の管理は鎮に属するものは鎮が統一按配し、保養と維持修理の施工は受益者単位が行い、経費は上級と鎮政府が解決する。村が管理するものは村が自分で施工し、経費は自分で解決する。水利施設は全部集団所有である。機械は一部は集団が購入し、統一使用するが、一部は大衆が自分で、あるいは共同で買い、経費は自分で解決する。

水利所の工作人員は7人で、主として鎮全体の農地基本建設、水利灌漑、水害干害防止に責任を持ち、固定賃金制を採り、賃金は県水利局が出す。鎮政府は各村で仕事の按配をする。

農業機械とトラクターセンターについては、以下のとおりである。

鎮には農業機械所が設置され、人員3人、脱産幹部で固定賃金をもらう。資金は上級の財政から支給する。農業機械所は主として鎮全体の農業機械管理、トラクター手の養成、安全管理、機械の検査に責任を持つ。機械の検査は年1回である。

農業機械普及所は県農業局の派出機関で、人員6人、内4人は国家の技術人員、2人は農民技術員である。主な職責は農業技術と科学技術の成果を普及し、技術改善、病虫害予防と予測、防除、品種改良、栽培などである。上部機関は県農業技術普及センター、下部機関は鎮の農業技術所、村の農業技術戸、以上で農業技術ネットワークを形成している。このネットワークの職責は農民に優良品種、農薬、肥料、農業技術と科学技術の情報を提供、各村の科学技術先頭戸を指導して科学技術の応用、導入、試験を行うことである。

⑤昌邑県青郷郷

水利建設は1958年より開始したが、当時は規模は大きくなかった。1975年より、ダム建設を開始し、1978年に完成した。さらに1978年より、水路網を建設しはじめ、3級水路網を完成した。県は引水渠、郷は幹線、支線、村は

農渠、毛渠を分担、資金は国、労働力は人民公社が義務労働を組織した。維持修理については県は引水渠、郷は幹線、支線、村は斗渠、農渠、毛渠を担当するが、県の場合は低額の手当を支給し、郷は村から金をあつめ、村は義務労働で行った。この水利施設による灌漑面積は33,000ムー、うち有効灌漑面積は26,672ムーである。

水利の管理機関は水利站で、郷営であるが、県の水利局が水利站の站長を決める。技術員には水利局が賃金を出す。他の人員の賃金は水利站の事業収入から出す。ここの水利站の人員は站長1、技術員2、会計1、統計1、保管1、管理人員15人である。彼らの仕事は業務管理、水利灌漑工事、灌水、干害湿害の予防である。水代は1立方メートル3～5分であり、1ムーの土地を1回灌水するのに200立方メートル必要なので、合計6～7元かかる。一般に小麦は2回、とうもろこしは1回灌水する。

農業機械管理站には3人の人員が配置されて、業務は上級の農業機械管理局が管理する。賃金も管理局が出す。職責は鎮全体にある農業機械、例えばトラクターの管理、トラクター員の養成と技術指導である。

農業技普及站には6人の人員がおり、構成は站長1、副站長1、技術員1、農民技術員3である。3人の指導員のうち1人は大專卒、2人は中專卒で、県農業局から派遣されている。彼らの職責は下部にネットワークをつくり技術を普及することである。

林業站には2人の人員が配置されており、構成は站長1、技術員1である。

トラクター站については経営体であるが、トラクターを個人に請負に出した事により、消滅した。

⑥龍口市下丁家郷

この郷は山区であるので水利建設項目は多い。小1型ダム2、小2型ダム10、ため池29、20馬力以上の揚水場40があり、2種のダム管理人員は12人その他14人である。そのほか大口井戸80あり、その蓄水量464万立法メートルである。全体として有効灌漑面積11,400ムーとなり、全郷食糧田面積8,500ムーの水利化を完成した（小1型ダム＝蓄水量100万立法メートル以上、小

2型=10万~100万、中型=1,000万以上、大型=1億以上)。

水利建設の歴史をみると、50年代より水利建設を開始したが、大部分は60~70年代につくられた。これらの項目の所有権は小1型は郷営で12人が専門的に管理している。専管方式とは例えば小型ダムが9ヶ村に供水するときは、これらの村が灌区をつくり、供水前に9村が会議を開き、堰を開く時間、灌水時間などを統一的に決めるというものである。その他は村所有である。

水利建設経費をみると、これらの工程は大部分60~70年代につくられた。当時は集団経営で、受益単位が灌漑面積に応じて、労働力と資金を提供した。上級は一部を補助した。例えば、下丁家村の長勝ダムは、総投資40万元、国家補助15万元である。高山ダムは、84年着工し、すでに完成したが、投資は140万元で、当初は国家補助はなかったが、完成時には20万元補助があった。工事は郷が統一的に組織し、各村が協同で建設を行った。

水利建設全般については、58年当時は県が工事を行い、財源は村から平均的に調達した。60年代中期には工事は基本的には各村が行った。当時は集団で作業し、集団が報酬を出し、義務労働の問題はなかった。この点については現在の状況も同じである。この数年各地は生産責任制実施により、水利建設労働は減った。その原因は一方では集団の力が弱まったことにより、他方では水利建設が進んで、主要任務が管理、維持、修理、改造に移ったことによる。維持修理、改造、建設は県水利局、郷水利站が業務指導を行い、行政指導は郷が行う。各村の水利施設は村民委員会が管理する。村の中には小型ため池や堰を専門的に管理する人はいない。兼職で管理する。管理方式は二種類で、兼職管理と請負形式である。

水利站の人員は4人で、構成は站長1人、その他3人で、固定賃金制である。彼らは専門的に水利を行い、全郷の水利計画、設計、施工、工事検査、管理に責任を持つ。

農業機械站については、その主要職責は郷全体の農業機械管理であり、農業機械発展計画を立て、機械を購入、普及し、オペレーターを養成し、ガソリン、ディーゼル油を分配し、安全検査し、農繁期の農業機械作業計画を立て

ることである。

人員構成は2人、站长1、管理員1で、いずれも脱産人員である。業務上は県農業機械局の指導を受ける。燃料分配は彼らが計画を立て、具体的には供銷社が計画を執行する。1カ月に3～4回路上で検査を行う。無免許、違法作業、無登録を取り締まる。彼らは郷全体の農業機械発展計画を作成し、機械の導入を指導する。ここでは山区の状況に基づいて小型トラクター＝12馬力、ハンドトラクターを中心にし、村と協議し、購入した。農機站は指導をするだけで、具体的には各村が自分で購入する。トラクターは農業機械公司から購入する。各村の農業機械発展計画は各村が自分で制定する。われわれは郷の計画だけを制定する。農業機械の購入では郷に統一的購入計画はなく、各村が自己の必要性と可能性に基づいて購入する。農作業に対する指導としては、耕土の深さ、代金などを決める。

下部機関としては、村に機械の専門的管理人がいる。

この仕事は指導性的のもので、計画を立て、実際は村が実施する。職員は経常的に村に入り、最少でも1カ月のうち半月は村で仕事をする。農家または村が購入する機械はここを通づる。

以上のように生産に関わるサービス、指導部門は県—郷（鎮）—村の3級の行政的ネットワークに従って組織され、行政的方法でサービス、指導がなされている。ここでは県級の指導が上で郷（鎮）級はそれに従う従来の実施の仕方が多くなされている。人事構成の面でも主要人事は県の派遣で、彼らは県級官吏として、賃金が県から出される。郷（鎮）級の人員は主要なスタッフは県からの派遣人事であるが、多くは非脱産（戸籍上は農民で、土地分配に預かり、その職責の遂行にあたっては手当を受ける）で、郷（鎮）級の人事である。郷（鎮）級の諸機関は国家の系統としては末端に位置するが、しかし直接農民個々を掌握してはいない。

聯産承包制の導入によって、生産隊の機能が消滅し、「政社分離」によって村級でも生産に関わる共同のサービス、指導などの面の弱体化が進み、従

来の行政的運営，組織のあり方が不可能になりつつある。個人への払い下げ，請負制の導入，サービスの有料化と商業化などの試行が図られている。しかし，水利などの大規模事業になると，そうした方向では解決できず，この間施設の老朽化，補修不全が進み，深刻な事態をもたらしている。88年11月訪中の際にはここに述べたような従来型動員方法で大規模な水利建設が展開されていた。社会的共同生産手段を受益者負担による経済的関係だけで維持することとは困難で，広域的に計画し，人員を組織し，国家が相当な負担をするか，地域住民に義務労働として負担を強いる以外にはない。確かに地域住民はそれによって受益するが，農産物の低価格が是正されない限り，農民の所得の増加にはつながらず，従って，家族経営への移行は水利のみならず，農業関係インフラ投資，生産に関わるサービス事業の維持を困難にしているのである。

3，消費的共同事業

ここでは教育，文化，福祉，医療のような社会的共同消費手段が郷（鎮）レベルでどの様に設置，組織，運営されているかを検討する。

①陵県張習橋郷

文化教育面では，幼稚園は20ヶ所で，保母20人，5才から学齡期までを保育している。託児所はない。小学校は31校（各村にある）で，児童685人，中学は1校（郷政府所在地にある）で，教師133人，教学設備は比較的整っている。学校の経費の来源は国家が一部を負担，一部はここで大衆から金を集める。教師の内，公営教師＝国家から給料をもらうものは80～90人で，民営教師は70人，彼らの給料は郷民から集める，国家は1人19元補助する。賃金は民営教師は70元前後，公営教師は100元前後である。農民から学費もとる。中学の学費は1人年6～7元である。学校は各村に小学校が設置され，郷には初級中学校が設置されている。教育は「民弁公助」の原則で，校舍建設，運営費，教師手当などの財源は多くを小学校は各村に，中学は郷に依存している。通信教育もあり，受ける人は54人で，教育内容は中央農業放送学

校の講座である。外に保育室4, 放送所1, 映画館1がある。

医療面では, 衛生院(病院)は1で, 衛生室(診療所)31(全村各1ある)である。

そのほか, 代理販売店48, 供銷社1, 信用社1, 食糧管理所1, 郵便局1, 農業技術所1, 作物保護所1, 畜牧所1があり, 畜牧所は県が運営し, 優良品種所は郷の個人が運営している。

③安丘県凌河鎮

託児所(幼稚園)は5カ所で, 保母は65人である。病院は1で, 村級に衛生室が68ある。

文化教育では中小学校50, 教師427人おり, 図書室は1で, 人員2, 放送所は1, 映画放映隊は23, 人員42である。

通信教育はその他の成人教育2100人, 夜間学校678人が教育を受けている。

④昌邑県柳疃鎮

福利, 教育, 文化面では, 幼稚園31, 保母41人(すべて民営), 児童1400人, 敬老院5, 服務員10人, 収容人員18人, 病院1(鎮営)人員65人, 小学校13, 教師147, 児童2,377人, 初級中学3, 教師107人, 生徒1,449人, 高級中学1, 教師63人, 生徒400人である。外に比較的よい図書室6, 文芸室12, 放送所1, 映画放映隊15があり, これらの工作人員は57人で, 通信教育, 夜学校, その他の教育を受ける人は840人である。

以上のように教育では各村に小学校が, 郷(鎮)レベルには初級中学校が設置され, 教師は2種類で賃金を国家から出す(県級が支出する)公営(公弁)教師と, 賃金の一部を国家が補助し, その他を村なり, 郷(鎮)が支出する民営(民弁)教師からなる。保育施設は各村が設置し, 運営する。通信教育, 映画隊など設置されているところもあり, そこでは職員が村を巡回したり, スクーリングをしたりする。

医療面では各村には診療所が, 郷(鎮)レベルには病院が設置されている。

4、郷（鎮）レベルへの県の出先機関

これまで県級の出先機関についても触れてきたが、ここでどの様な機関が（鎮）級に設置されているのかについて紹介する。

③安丘県凌河鎮

鎮級組織には次のような機関がある。即ち、基層供銷社1、同代理販売店50、信用社1（農業銀行の事務所ないし営業所はない）、市場管理所1、郵便局1、トラクター所1、獣医1、優良品種所1、植物保護所1、財政所（86年に成立し、所長1、副所長1、その他人員4で、鎮全体の資金、工業の税金を管理している）

④昌邑県柳疃鎮

県の出先機関には次のようなものがある。

第8表 県の出先機関の状況

| | 単位数 | 人員 |
|-----------|-----|------|
| 基層供銷社 | 1 | 123人 |
| 信用社 | 1 | |
| 食糧管理所 | 1 | 20 |
| 市場管理所 | 1 | |
| 郵便局 | 1 | 5 |
| トラクターセンター | 1 | 6 |
| 獣医所 | 1 | 6 |
| 優良品種所 | 1 | |
| 税務署 | 1 | 7 |
| 工商管理所 | 1 | 5 |
| 農業機械管理所 | 1 | 3 |
| 林業所 | 1 | 1 |

⑤昌邑県青郷郷

県の派出所は以下のようなものである。即ち、供銷社、衛生院、食品站、獣医站、食糧管理所、農業銀行、農業電氣站、郵便局、税務署、工商管理所、公安派

出所などである。これらは郷政府の管理下にあるが、業務は県が管理し、郷政府が指導する。賃金は上級が出す。全員が脱産幹部ではなく、臨時工もいるが、少なくとも指導と主管人員だけは全員脱産である。

以上の諸機関は郷（鎮）政府所在地に設置され、国家的統合の観点からみると、ここが農村に置ける政治、経済末端組織の役割を担わされていることが分かる。

国家は上下関係の組織系統と一部の中樞人事を掌握することによって、農村を組織支配している。

5、郷（鎮）財政

①陵県張習橋郷

陵県は財政請負試験県である。収支の基数に比べて収入が多ければ、あるいは支出が少なければ超過分は一定割合で郷に残す。張習橋郷のばあい、県に納めるものは農業税と工商業税だけで、87年は県への納入金は18万元と決められたが、実際には19万元上納し、1万元超過した。1万元は2対8に分け、県が0.2万、郷が0.8万をとった。県からは22万元固定的に交付される。その他の収入は郷営企業からの管理費10万元で、計32万元である。

郷の財政収入状況は、県からの交付金は農業税、水利費および上納に納入する項目を除くと、人権費、事務費のみである。郷鎮企業の管理費は生産額の3%を越えることはできない。管理費は現在全部請負になっている。郷の管理費収入は10万元（1986年）であり、その使用は郷営企業への投資、病人がでた場合の当該家族への社会福祉金、水利所の建設費などである。例えば水利所（揚水ポンプの設置）建設では上級が7万元を出し、大衆が3万元を、郷は管理費から4万元を出した。10の揚水所は全部それぞれの村が負担し、村として集団的に行った。各村は機械2000余元を分担支出し、管理人員の労働報酬を支払った。工事の労働力は18—45才の男子労働力が義務として出役し、1人あたり1日2元の報酬を支払った。水利建設、橋梁、郷鎮企業拡大

または建設には80余万必要で、この郷は管理費から3～4万支出した。

③安丘県凌河鎮

鎮級の総収入は104.8万元で、うち県への上納金は82.5万元で、その財源は全額鎮営企業の工商業税である。鎮の留保金は22.3万元で、それは郷営企業の管理外資金として企業の拡大再生産に使う。企業から鎮への上納金は14万元で、それは企業利潤の20%に当り、この割合は県の規定による。これが鎮の自主財源となる。ちなみに農業からの自主財源はない。

支出面では、先ず、鎮政府の脱産人員の賃金、事務費、出張手当は県財政が支出する。学校の教師の賃金は公営教師は県が出す。病院は県衛生部が、映画隊の人員の賃金は県映画館理所が出す。鎮政府が独自に出すものは民営教師の賃金補助、託児所保母の賃金、鎮政府の非脱産人員の手当等である。

郷（鎮）級の財政は確立過程にある。基層が独自の財政と予算決算制度を持つための様々な試行がなされている。郷財政建設過程での問題は大変多く、その内最も主要な問題は、郷財政の管理体制が比較的混乱し、合理的でないことである。各地は名目的には郷財政を設置したが、上級財政は郷級財政の財政収入留保の割合を低く決め、そのために郷財政は財政力が弱く、しかるべき役割を發揮していない。郷財政の分割割合が低いことが、当面各地の郷財政建設の進展が緩慢であることの根本的原因であるという。この問題については項を改めて論じたい。

(以下次号)